

2024年10月31日

COMPETITION LAW LEGAL UPDATE(2024/10)

Contents

- I. 事業者団体に関する独禁法事例の検討ー日本プロフェッショナル野球組織に対する警告ー
- II. アルゴリズムによる共謀ー米国及び日本の最新動向ー
- III. 2024年7月以降に執筆した独占禁止法に関する主な論文・書籍のご紹介
- IV. 事務所 News (受賞歴)

I. 事業者団体に関する独禁法事例の検討ー日本プロフェッショナル野球組織に対する警告ー

弁護士 中野 雄介 / 弁護士 高橋 将希

1. はじめに

2024年9月19日、公正取引委員会(以下「公取委」という。)は日本プロフェッショナル野球組織(以下「プロ野球組織」という。)に対し、独占禁止法8条4号に違反するおそれがある行為を行っていたとして警告を行った(以下「本件警告」という。)。本件警告の対象となったのは、事業者団体であるプロ野球組織が構成事業者である球団に対し、選手契約交渉の選手代理人について、弁護士法の規定による弁護士とした上で、各球団に所属する選手が、すでにほかの選手の選手代理人となっている者を選任することを認めないようにさせていた行為(以下「本件ルール」という。)である。本稿では、本件ルールにおける法律上の論点として、独占禁止法8条4項の事業者団体規制及び弁護士法72条の非弁行為について概観し、実務上への示唆事項を検討する。

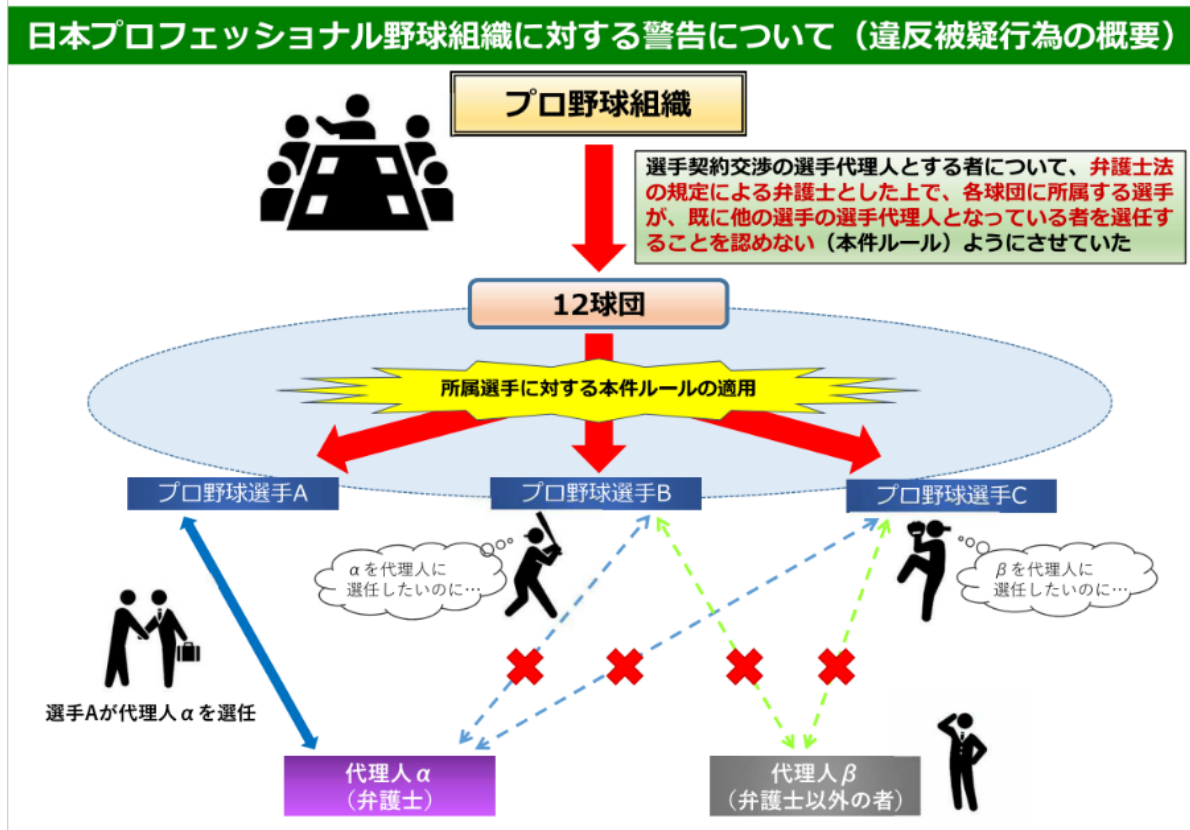
なお、本稿執筆にあたり、公取委による2024年9月19日付けプレスリリース¹、プロ野球組織ウェブサイト、日本プロ野球選手会(以下「選手会」という。)ウェブサイト等を参照した。

¹ https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2024/sep/240919_4jyou.html

2. 事案の概要

(1) 本件警告の内容・経緯

本件ルールは事業者団体であるプロ野球組織が、その構成事業者である 12 球団に課していた本件ルールであり、その概要は下図のとおりである。



（出典：公取委「[日本プロフェッショナル野球組織に対する警告について](#)」（令和 6 年 9 月 19 日））

上図では、β（弁護士以外の者）を選任したいという上図のプロ野球選手 C と、既にプロ野球選手 A の代理をしている代理人 α（弁護士）を選任したいという上図のプロ野球選手 B が挙げられている。すなわち、公取委が問題視したのは、①代理人は弁護士法の規定による弁護士とすること、②一人の代理人が複数の選手を代理することを認めないこと、の 2 点ということになる。

そもそも、2010 年ころに選手会が公表した声明²によれば、球団と選手との間の交渉においては、2000 年オプに日本人選手を代理する代理人の選任が認められたとのことである。その際、球団側は、①代理人は日本弁護士連合会所属の日本人³弁護士に限ること、②一人の代理人が複数の選手を代理することは認めないこと、③契約交渉においては初回の交渉に選手も同席し、2 回目以降の交渉の場は双方合意のもと代理人のみの交渉を認めること、の 3 点を条件としたとのことである。

もっとも、2010 年ころの上記声明においては、選手会から、①については、外国人選手に関しては弁護士でな

² <https://jpbpa.net/system/problem/>

³ 上記声明では「日本人弁護士」となっているが、公取委による 2024 年 9 月 19 日付けプレスリリースでは「日本人」という限定はない。日本の弁護士であることに加えて日本国籍を要求する合理性があるとは思われず、遅くとも 2024 年 8 月の時点では「日本人」との限定はなかったものと思われる。

くても代理人交渉ができてきている実態や、メジャーリーグなどから復帰する日本人選手については、米国大リーグ選手会公認代理人による代理人交渉ができてきている実態があること、②については、日本において代理人交渉のノウハウを十分に蓄積した弁護士代理人が少ないことを考えると、有能な一人の代理人が一人の選手しか担当できないとすれば、実質的に多くの選手の代理人選択の自由は著しく害されてしまうこと、及び過去に一人の代理人が外国人選手とメジャーリーグから復帰した日本人選手併せて二人の代理を行った事実がある旨が指摘されていた。すなわち、上記の 3 条件のうち、本件ルールを構成する①及び②のいずれについても、条件に必ずしも合致しない代理人の選任が認められた例があり、本件ルールについて、球団側が必ずしも一貫性を保ててはいない状態だったことがうかがわれる⁴。

このような背景及び経緯のもと、公取委は、上記声明で選手会が指摘をしていた上記①及び②の条件に関して、独占禁止法に反する「おそれがある行為を行っていた」として警告を行うに至った。なお、公取委による 2024 年 8 月からの審査及び指摘を受け、プロ野球組織は同年 9 月 2 日に違反被疑行為を取りやめる旨を決定していたため、過去に「おそれがある行為を行っていた」との前提で、「今後(中略)同様の行為を行わないよう警告」したものと考えられる⁵。

(2) 本件警告に含まれる法律上の論点

本件ルールには、プロ野球組織という事業者団体が、その構成員である球団に対し、不当に事業活動を制限しているものとして、独占禁止法 8 条 4 号に違反したかという問題点がある。また、本件ルールは、代理人を弁護士に限定していたのであり、本件ルールが撤廃されたことで代理人が弁護士以外でもよいということになり、弁護士法 72 条との関係では望ましくない状態が作出されたのではないかという問題点も存在する。

3. 独占禁止法上の論点

上述のとおり、本件ルールについて、独占禁止法 8 条 4 号との関係で公取委が問題視したのは、①代理人は日本弁護士連合会所属の日本弁護士に限定すること、②一人の代理人が複数の選手を代理することを禁止すること、の 2 点である。

(1) 事業者団体

独占禁止法 8 条は事業者団体によるその構成員である事業者に対する行為を規制するものである。ここでいう「事業者団体」は、「事業者としての共通の利益を増進することを主たる目的とする二以上の事業者の結合体又はその連合体」と定義されている(同法 2 条 2 項柱書)。公取委は、プロ野球組織について、「セントラル野球連盟、パシフィック野球連盟及び各連盟の構成員である 12 球団で構成される任意団体であり、独占禁止法第 2 条第 2 項の「事業者団体」に該当する。」と比較的に「事業者団体」性を肯定したが、プロ野球組織の性格からして「共通の利益を増進することを主たる目的とする」に該当することは問題なかったものと思われる。

なお、本件ルールの規律は「選手」の代理人選任に係るものであるが、独占禁止法 8 条 4 号との関係では 12 球団を「構成事業者」としたものである。

4 選手会が定める公認選手代理人規約(最新と思われるものが <https://jpbpa.net/wp-content/uploads/jpbpa-agent2023.pdf>)において参照できる。)の 2 条は、2003 年、2010 年、2019 年及び 2023 年の改正により、選手代理人の資格を徐々に拡大してきた経緯がある。実際にどの程度、弁護士法の規定による弁護士以外の者が選手を代理してきたかについての網羅的な情報は不見当であるが、このような公認選手代理人規約の変遷は、球団側も一定の範囲では柔軟な取扱いを認めていたことを示唆するように思われる。

5 本件声明の前月に行われた警告と対比すれば、明らかである。

(2) 「構成事業者の機能又は活動を不当に制限すること」(独占禁止法 8 条 4 号)

ア 要件

本件ルールについて問題となったのは、プロ野球組織による選手の代理人制限に関する本件ルールが、「構成事業者の機能又は活動を不当に制限すること」に該当し、独占禁止法 8 条 4 号に反しないかという点であった。

「事業者団体の活動に関する独占禁止法上の指針」⁶には、「構成事業者の機能又は活動を不当に制限すること」という定義について、「事業者団体が、構成事業者の事業活動に関して制限を加え、公正かつ自由な競争を阻害することが、一般的に本号に該当する。」と抽象的に記述されているのみである。この点、先例⁷からすると、不公正な取引方法における公正競争阻害性の 3 要素のうちの①自由競争減殺を主なテーマとして検討するのが一般的であるが、公取委の現職委員が、委員就任前に刊行した書籍において、②競争手段の不公正さ、③自由競争基盤侵害が問題となる事例を 8 条 4 号の検討対象から除外する必要はないとしていたこと⁸が注目される⁹。

イ 本件警告の対象となった制限の検討

そもそも、独占禁止法 8 条 4 号については、もとよりその文言が明確ではないうえ、事業者間で実施しても不当な取引制限(独占禁止法 3 条後段)に該当しない行為が、事業者団体が行うと違法となるのか、そのような行為を規制する必要があるのか、という根源的問題もあり¹⁰、謙抑的に運用されるべきと考えられる。公取委による 2024 年 9 月 19 日付けプレスリリースによると、公取委が 2024 年 8 月に審査を開始したところ、同年 9 月 2 日にはプロ野球組織が本件ルールを取りやめる旨の決定をしたとのことであるが、謙抑的な運用をすべきと考えられる 8 条 4 号の事例であることも考慮の一材料として、過去の違反被疑行為についての警告で済ませたという可能性もあると思われる。

本件警告は、上記 2 の(1)で引用した図では、不適切なルールから選手を解放した点にポイントがあるようにも見え¹¹、先例から言えば王道である球団間の自由競争の確保には焦点が当てられていない。多くの選手にとっては、日本の球団と契約する以外の選択肢は事実上なく、各球団が選手との関係で優越的な地位にある可能性があること(下記 4 の(2)の保留権等も参照)から、本件ルールに基づいて球団と選手の間における交渉方法が一方的に強制されることによる③自由競争基盤侵害に着目して 8 条 4 号を適用したおそらく初めての事例と位置づけることも考えられる。ただ、「構成事業者の機能又は活動を不当に制限」という文言が、「構成事業者に自由競争基盤侵害をさせ、もって構成事業者の取引の相手方である選手の事業活動を制約する」というところまで射程距離を有するのか¹²は、説明がなされるべき解釈上の論点であるとは思われる。

6 <https://www.jftc.go.jp/dk/guideline/unyoukijun/jigyoshadantai.html>

7 当時の独占禁止法 8 条 1 項 1 号(現在の 8 条 1 号)の認定落ちのような当時の独占禁止法 8 条 1 項 4 号(現在の 8 条 4 号)の事例を多数紹介する文献として、厚谷襄児ほか編『条解独占禁止法』(弘文堂、1997 年)[和田健夫]298 頁以下がある。

8 泉水文雄『独占禁止法』(有斐閣、2022 年)271 頁は「『不当に』の多くは、不公正な取引方法にいう『公正な競争を阻害するおそれ』(公正競争阻害性。2 条 9 項 6 号)と同じであり、とくに競争減殺とか自由競争減殺に相当するという見解がある。」としたうえで、従来の実例がこの見解によって説明できることを紹介しつつ、「ただし、競争手段の不公正が問題になる場合やその他の類型を排除する必要はないと考えられる。」としている。

9 ①、②及び③の内容について、参照が容易な資料として、

https://www.jftc.go.jp/cprc/conference/index_files/180215zinzei07.pdf がある。

10 村上政博ほか編『条解独占禁止法(第 2 版)』(弘文堂、2022 年)[村上政博＝花本浩一郎]330 頁

11 選手会は、公取委の対応を歓迎する旨の事務局長談話(<https://jpbpa.net/2024/09/19/11870/>)を公表している。

12 あるいは、多くの先例に従って自由競争減殺の趣旨をあくまで重視すべきであり、球団を通じ、さらに選手の代理人選任を通じ、最終的には(実質的な意味で代理人として活動するに相応しい)代理人事業者間の自由競争の減殺を見据えていくのかという点も問題にはなり得る。ただ、上記 2 の(1)で引用した図からすると、公取委がそのような問題意識を持っていた可能性は低いと思われる。

また、球団の行為が「優越的地位の濫用」にも該当するのであれば、8条5号の「事業者に不公正な取引方法に該当する行為をさせるようにすること」を適用するのが簡明なはずである。「濫用行為」の認定基準としては、「あらかじめ計算できない不利益」と「過大な不利益」があるが、現時点でのプロ野球選手との関係では前者の適用は難しく、後者についても交渉方法の制限だけでは認定しづらい事案であったとも思われる。ただ、逆に「優越的地位の濫用」に該当しないのであれば、8条4号は謙抑的に運用されるべきという観点からの注意深い検討が必要な事案とも見える。結論として警告事案となったため公取委のプレスリリースは詳細なものではない上、事務総長定例会見でも本件についての説明がなされていないのは残念である。

なお、本件ルールのうち、選手の代理人を弁護士に限定するという点については、「選手が無資格者を代理人に選任することによる弁護士法72条違反を未然に防止する」という趣旨に出たのであれば、一定程度合理性が認められると考えられ、その限度において、正当な制限と解される可能性がある(詳細は下記4参照)。

4. 弁護士法上の論点

上記2の(1)で引用した図に「プロ野球選手C」が取り上げられているとおり、本件警告は、本件ルールのうち、選手と球団の契約交渉における代理人を弁護士に限定する旨の制約を課した点も問題としている。

しかし、プロ野球組織の9月2日の決定により自由になった「球団との契約交渉における弁護士以外による選手の代理」については、弁護士法72条との関係が問題となる。

(1) 弁護士法72条の解釈

弁護士法72条は、弁護士又は弁護士法人ではない者につき「報酬を得る目的で、訴訟事件、再調査の請求、再審査請求等行政庁に対する不服申立事件その他一般の法律事件に関して鑑定、代理、仲裁若しくは和解その他の法律事務を取り扱い、又はこれらの周旋をすることを業とすること」を禁止している。そして、本件において問題となるのは、選手と球団との間の交渉が「その他一般の法律事件」に該当するか否かということになる。なお、「その他の法律事務」とは、法律上の効果を生じ、変更等する事項の処理を意味すると考えられており、選手の代理人として参稼報酬について交渉することがこれに該当することは異論がないであろう。

この点については、下記の最決平成22年7月20日判例時報2093号161頁が参考となる。当該最決においては、「被告人らは、多数の賃借人が存在する本件ビルを解体するため全賃借人の立ち退きの実現を図るという業務を、報酬と立ち退き料等の経費を割合を明示することなく一括して受領し受託したものであるところ、このような業務は、賃貸借契約期間中で、現にそれぞれの業務を行っており、立ち退く意向を有していなかった賃借人らに対し、専ら賃借人側の都合で、同契約の合意解除と明渡しの実現を図るべく交渉するというものであって、立ち退き合意の成否、立ち退きの時期、立ち退き料の額をめぐって交渉において解決しなければならない法的紛議が生ずることがほぼ不可避である案件に係るものであったことは明らかであり、弁護士法72条にいう「その他一般の法律事件」に関するものであったというべきである。」とされた。

この最決では、個別具体的な事情(とりわけ、ビルの解体に向けて、実際に事業を営んでいた多数の賃借人と立ち退き交渉をするという状況)に着目し、「交渉において解決しなければならない法的紛議が生ずることがほぼ不可避である案件に係るもの」であれば弁護士法72条の「その他一般の法律事件」に該当すると判示したと考えられる。一方、あくまでも当該事例におけるクロ判断を導くのに不可欠な範囲で狭い規範を立てたという可能性もあり、「法的紛議が生ずることがほぼ不可避である」という要素のみで「その他一般の法律事件」に該当するかどうかを一般的に判断すべきかどうかは明らかではなく、当該要素がなくても「その他一般の法律事件」に該当する可能性はある¹³。

13 日本弁護士連合会調査室編『条解弁護士法』(弘文堂、2019年)647頁以下

(2) 選手と球団による契約交渉

ここで、選手と球団との間の交渉の性質について、「その他一般の法律事件」に該当するかどうかを検討する。

日本プロフェッショナル野球協約 2022¹⁴によれば、球団が選手に支払う報酬(参稼報酬)は統一契約書に表示されるものとされ(同協約 87 条、45 条)、一般社団法人日本野球機構の合議・議決機関である実行委員会が統一契約書の様式を決定する(同協約 46 条、11 条)。選手と球団は、この前提で、参稼報酬等を決定するための交渉に臨むことになる。

もつとも、球団は、支配下選手のうち、次年度選手契約締結の権利を保留する選手の名簿をコミッショナーに提出し(同協約 66 条)、球団は保留された選手に対し保留権を有することとなり、保留された選手は、当該球団以外の球団との交渉が禁止される(同協約 68 条)。交渉の結果、契約が締結された場合は球団がコミッショナーに統一契約書を提出し、選手契約の承認を申請することになるが(同協約 52 条)、保留された選手または保留した球団は、次年度の契約条件のうち、参稼報酬の金額に関して合意に達しない場合、コミッショナーに参稼報酬調停を求める申請書を提出することができ(同協約 94 条)、その際は、参稼報酬調停委員会が構成されることとなる(95 条)。

球団は、特定の選手を契約保留選手簿に記載しない(すなわち、選手を保留しない)ことも可能であり(同協約 69 条)、保留した後もその保留権を放棄することができる(同協約 74 条)。

上記のような制度上の設計を前提とすると、選手と球団との契約交渉は、球団による選手への保留権が存在することが大きな特徴であるといえる。契約の交渉過程の如何にかかわらず球団がその保留権を放棄してしまえば選手は当該球団との交渉を行うことができなくなるのであり、これに対抗する手段は選手側にはない。これを前提とすると、球団と選手との間の契約交渉は、選手が抗いえない保留権の放棄がその土台となっているのであり、交渉がうまく行かない場合は球団による保留権の放棄がなされうる可能性が常に存在している。もとより、参稼報酬等の交渉がもつれる確率は(少なくとも過去の報道等を見る限りは)高いわけではなく、「交渉において法的紛議が生ずることがほぼ不可避である案件に係るもの」とまではいうことはできないと考えられる。他方、コミッショナーに参稼報酬調停を求める申請書を提出された段階においては、もはや、コミッショナーを挟んだ調停という「交渉」とは異なる紛争解決の手段に至るといえる。また、上記(1)で述べたとおり、「法的紛議が生ずることがほぼ不可避である」かがあくまで判断の一要素に過ぎないとすれば、参稼報酬調停に至っていない状態であっても、具体的状況次第では「その他一般の法律事件」に該当するという結論となる場合もあり得ると考えられる。

以上を踏まえると、少なくとも本件ルールの禁止対象にはそもそも弁護士法 72 条に反しており、禁止したとしても公正競争の阻害を観念しづらい領域が含まれる可能性があったというべきであり、それらを捨象して本件ルール全部が独占禁止法 8 条 4 号違反のおそれがあったとした本件警告の妥当性(あるいは、プレスリリースによる世間へのメッセージングの内容)には一考の余地があるというべきであろう¹⁵。

14 <https://jpbpa.net/wp-content/uploads/jpbpa-pdf/ag2022.pdf>

15 なお、脚注 4 で述べた公認選手代理人規約によれば、選手代理人としての資格を有する者として、外国法事務弁護士、米国大リーグ選手会の規約に基づきエージェントとして登録された一定の者、選手との間でマネジメント業務に関する継続的な契約を締結している者のほか、「選手会が実施する選手代理人資格検定試験に合格した者(法人その他の団体を除く)」が定められている(同規約 2 条 5 号)。たとえば、資格検定試験並びに同規約が定める欠格事由及び登録審査が適切に運用されている限り、同規約 2 条 5 号に該当する者が代理人として適切に活動する場合、弁護士法 72 条に形式的に抵触する場合であっても、「当事者その他の関係人らの利益を損ね、法律生活の公正かつ円滑なことを妨げ、ひいては法律秩序を害すること」の防止という弁護士法 72 条の趣旨(最大判昭和 46 年 7 月 14 日『判例タイムズ』265 号 92 頁)を没却しないものとして、正当業務行為(刑法 35 条)として許容される余地がある。弁護士法について権限を有しない公正取引委員会がこの点をどこまで検討したかは不明である。なお、本稿は、速報性を重視して作成したものであり、同規約の運用に関する詳細な実務(実務において、いかなる人物に「選手代理人」(同規約 2 条柱書)としての資格を付与するかという点を含む。)の調査を前提としていないことにご留意いただきたい。

5. 実務への示唆

以上のとおり、少なくとも、本件ルールには、独占禁止法 8 条 4 号に(同条号の趣旨次第という面も残るが)該当し得る部分が含まれていたものと考えられる。他方で、本件ルールが禁止していたもののうち、「選手と球団の契約交渉における弁護士以外の者による代理」の部分については、少なくとも各選手による契約交渉が状況次第では「その他一般の法律事件」に該当するおそれがあり得ることを踏まえると、その限度において、本件ルールも一定の合理性が認められる余地もあったことになる。本件警告を踏まえて、プロ野球組織は本件ルールを全て撤廃したが、当然、弁護士以外の者が選手と球団との間の参稼報酬交渉において選手を代理することについて、公取委がお墨付きを出す立場にあるわけではなく、弁護士以外の者による代理は、とりわけ個別の状況次第では弁護士法に違反するリスクは残るものと考えられる¹⁶。

また、本件警告がなされたことを踏まえ、実務においても、事業者団体における構成員との間の取決めや指図には独占禁止法に反するリスクがあることを認識する必要がある。特に、独占禁止法 8 条 4 号については、近年は用いられることが稀であるものの、警告事案とはいえ本件が存在すること、もし本件警告が独占禁止法 8 条 4 号の趣旨を③自由競争基盤侵害として適用したものと捉えれば、同様の執行事例がありうることに注意すべきである。

また、本件警告に鑑み、法令遵守のために事業者団体が構成事業者に課している(一定程度、法令の趣旨を反映したものとして定めた)制限であっても、とりわけそれが過剰である場合には、公取委の関心を惹きうることを念頭に置いた上で、事業者団体のルールを見直す必要がある。

16 一方、選手会としては、公認選手代理人規約は適切に運用されているため、弁護士以外の者であっても(例えば)選手代理人資格検定試験に合格した者による代理は弁護士法 72 条に違反しない、というものであると想像される。

II. アルゴリズムによる共謀—米国及び日本の最新動向—

ワシントン D.C. 及びカリフォルニア州弁護士(外国法事務弁護士未登録) 池田 武義 / 弁護士 塩越 希
弁護士 越智 亮太 / 弁護士 松本 千佳

1. はじめに

米国司法省(以下「DOJ」という。)及び米国 8 州¹⁷は、アルゴリズムを使用し、家主と共謀して賃料を操作する反競争的行為を行ったとして、RealPage 社(以下「RealPage」という。)に対して、反トラスト法に係る民事訴訟を提起した。原告は、訴状において、上記行為は、米国反トラスト法(シャーマン法第 1 条及び第 2 条)に違反していると主張している。本稿では、同訴訟の概要に言及するとともに、アルゴリズム共謀に関する日本の議論にも軽く触れた上で、アルゴリズムに関連して企業が留意すべき点について検討することとしたい。

2. 米国の最新動向—RealPage の事例を題材として—

(1) シャーマン法第 1 条について

訴状において、原告は、RealPage が、同社の運営する収益管理ソフトウェアを導入している不動産所有者から、競争上機密である非公開の価格情報を収集し、推奨価格を提示するアルゴリズムの訓練と実行に当該価格情報を使用することで、不動産市場における賃料を調整しており、この行為はシャーマン法第 1 条に違反すると主張している。DOJ は、当事者が同条に違反していると認定するためには、一般的に、①2 つの別個の企業間の合意が存在すること、及び②その合意が競争の不当な制限につながることを立証する必要がある。DOJ による、同訴状に基づく申立ては、家主間の協定についてではなく、家主と RealPage 間における、当事者間で機密情報を利用し、アルゴリズムを使用して賃料を制限するという内容の協定についてのものである。

DOJ は、RealPage が同社のアルゴリズムを通じて、競合する家主の競争上の機密情報や、非公開の重要かつ詳細な賃貸データを使用していると主張している。このデータには、締結済みの賃貸借契約の賃料、賃貸借契約の条件、更新の申出と承諾状況、今後の入居予定、物件情報などが含まれる。このデータは、RealPage に加入している家主から収集された後、RealPage のアルゴリズムに入力され、処理されることとなっていた。このアルゴリズムは、これらの共有された競争上の機密情報を活用し、競合する家主に対して価格設定の推奨値を提示する。DOJ は、この情報に基づき、競合する家主が賃料を値上げし、他の競合する家主にも賃料やその他の賃貸条件の値上げを促していると主張している。DOJ は、RealPage が家主の競争上の機密情報を収集、結合、利用するアルゴリズムによる仲介者であり、家主が借主の負担のもとに水増しされた賃料を受け取ることができるようにしていると主張している。

RealPage が行ったと主張されている反競争的行為において、家主を幫助するために使用している収益管理システムは、「YieldStar」及び「AI Revenue Management (AIRM)」システムと呼ばれるものである。家主は、当該収益管理システムを利用する上で、競合相手の価格設定の推奨値を提示するために、非公開の競争上の機密情報を RealPage と共有することに同意していた。これは、家主が、その見返りとして競合する家主の機密情報を不当に利用できると認識していたためである。また、訴状によると、家主らは、それぞれ、競合相手と同じアルゴリズムを利用して価格決定を行うことを合意し、共同して行動したとされている。RealPage がこれらの家主らに提供した情報は、一般に公開されているデータと異なり、独自のものであった。さらに、RealPage は、人為的に価格を高

¹⁷ 8 つの州は、ノースカロライナ州、カリフォルニア州、コロラド州、コネチカット州、ミネソタ州、オレゴン州、テネシー州、ワシントン州である。Complaint, *United States v. RealPage, Inc.*, No. 1-24-cv-00710 (M.D.N.C. Aug 23, 2024), ECF No. 1, available at <https://www.justice.gov/opa/media/1364976/dl>.

く維持したり、価格の低下を最小限に抑えたりするため、アルゴリズムに「ガードレール」を設定している。例えば、収益管理ソフトウェアのアルゴリズムは、市場最低価格を下回る価格を推奨することはない。また、収益を増やすために供給を効率的に減らし、競合相手による最高額の賃料を推奨するため、目標とするキャパシティに達した場合は間取図を「完売」と認識し、加えて、その日の最適価格でなくても平均価格を推奨する。これらの「ガードレール」付きのアルゴリズムは非対称であり、DOJは、家主を幫助する一方で、競争過程や借主には利益をもたらさないものであると主張している。

(2) シャーマン法第2条について

さらに、訴状によれば、RealPageは排他的な行為を通じて、従来の多世帯住宅賃貸向けの商業収益管理ソフトウェア市場で独占を維持しており、シャーマン法第2条に違反していると主張されている。DOJは、当事者が同条に違反していると認定するためには、一般的に、①関連市場における独占力の保有、及び②優れた製品、ビジネス感覚、又は歴史上の偶然の結果としての成長や発展とは区別される、当該独占力の(意図的な)取得や維持を立証する必要がある。RealPageの内部文書は、同社が関連市場で80%の高い市場シェアを維持していることを示している。DOJは、RealPageが、競合する家主間で競争上の機密情報を共有することで、データの自己強化フィードバックループと規模の利益を作出していると主張している。この排他的な行為の結果、RealPageは、競合するソフトウェアプロバイダーが、競争を阻害しない収益管理向け製品において、実力により競争することを妨害することで、独占を維持できているとする。

3. 日本の最新動向

日本においては、現時点で、競争上の問題に焦点を当てたアルゴリズムの法規制はまだ整備されていない。しかし、公正取引委員会は、2021年3月、「デジタル市場における競争政策に関する研究会」において「アルゴリズム/AIと競争政策」についての報告書を公表¹⁸するなど、アルゴリズムに関する競争政策を模索している。同報告書では、アルゴリズムの類型が①監視型アルゴリズム(合意の実効性を担保するために用いられるアルゴリズム)、②並行利用型(ハブアンドスポーク型)(第三者が提供するアルゴリズムの並行利用による価格同調)、③シグナリングアルゴリズム(値上げのシグナルを発するアルゴリズム)、④自己学習アルゴリズム(機械学習や深層学習により価格設定を行うアルゴリズム)の4つに分けられ、下記のとおり、独占禁止法の適用可能性及び課題が分析されている。

- ① 監視型アルゴリズムについては、アルゴリズムの利用以前に合意が存在しているため、従来の独占禁止法の枠組みで対処しやすい。
- ② 並行利用型(ハブアンドスポーク型)では、アルゴリズムの利用により価格が同調することが利用事業者間の共通認識となっている場合には、同様に独占禁止法を適用しやすい。かかる共通認識がない場合も、価格の同調を主導したアルゴリズム提供事業者の行為は、一定の場合に支配型私的独占として独占禁止法違反となりうる。
- ③ シグナリングアルゴリズムについては、シグナリングが需要者には判別しにくい競争事業者には判別できるような態様で行われ、競争事業者がその発信に反応して同じように価格を引き上げている場合は、「意思の連絡」の形成を推認できる事実になりうる。
- ④ 自己学習アルゴリズムについては、複数の自己学習アルゴリズムが相互に自律的に価格設定をした結果、価格が同調したにすぎない場合には不当な取引制限とはならないと考えられるが、そもそもの協調の実現可能性・条件や、技術の動向を注視する必要がある。

18 公正取引委員会「デジタル市場における競争政策に関する研究会報告書「アルゴリズム/AIと競争政策」について」(2021年3月31日)https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2021/mar/210331_digital.html

このように、既存の独占禁止法上の枠組みでどこまで対処できるか、全く新しい法的枠組みが必要なのか、等の視点での議論は着実に進められており、注視が必要である。また、2024年10月3日及び4日に開かれた「G7競争サミット」には、公正取引委員会委員長も出席し、「デジタル競争共同宣言」が採択され、同宣言の中でも、AIとアルゴリズムによる共謀が懸念の一つとして取り上げられている¹⁹。

4. おわりに

機械やアルゴリズムの使用は、企業や個人にとって、活発な競争を回避する盾にはならないという法執行の優先事項をDOJが主張したのは、最近に始まったことではない²⁰。米国対RealPageの訴訟は未だ係争中であり、解決していないが、企業はこれらの問題に対するアプローチを再検討すべきである。さらに、DOJ、米国連邦取引委員会、英国競争市場庁及び欧州委員会は2024年7月に共同声明を発表し²¹、AI技術のさらなる発展に伴って発生する可能性のあるリスクに対する継続的な警戒を求める意向を表明した。当該声明は、AI分野における競争を監視し、対処するための知見を提供するものであり、競争法に違反して競争事業者が競争上の機密情報を共有したり、価格を固定したり、共謀してビジネスを弱体化させたりすることをアルゴリズムが可能にするリスクを指摘している。また、上記のとおり、日本においても、アルゴリズムと競争法に関するトピックが盛り上がりを見せており、議論の方向性を注意深く見守っていくことが望ましい。特に、競争上の機密情報を交換するアルゴリズムを開発したり組み込んだりする過程にある企業や、価格決定プロセスでアルゴリズムを使用する企業は、そのような行為が反競争的な影響を持ちうるかどうか留意し、検討する必要がある。

以上

19 公正取引委員会「G7競争サミットの開催結果について」(2024年10月7日)

https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2024/oct/241007_G7_result.html

20 See Statement of Interest, *In re RealPage, Inc., Rental Software Antitrust Litig.*, No. 3:23-MD3071 (M.D. Tenn. Nov. 15, 2023), ECF No. 627, available at <https://www.justice.gov/d9/2023-11/418053.pdf>; Statement of Interest, *Duffy v. Yardi Systems, Inc.*, No. 2:23-cv-01391 (W.D. Wa. March 1, 2024), ECF No. 149, available at <https://www.justice.gov/d9/2024-03/420301.pdf>;

Statement of Interest, *Cornish-Adebiyi v. Caesars Entertainment, Inc.*, 1:23-cv-02536 (D.N.J. March 28, 2024), ECF No. 96, available at <https://www.justice.gov/d9/2024-04/420931.pdf>.

21 欧州委員会、米国司法省、米国連邦取引委員会、英国競争・市場庁「ジェネレーティブ AI ファンデーションモデルと AI 製品の競争に関する共同声明」(2024年7月23日)https://competition-policy.ec.europa.eu/document/download/79948846-4605-4c3a-94a6-044e344acc33_en?filename=20240723_competition_in_generative_AI_joint_statement_COMP-CMA-DOJ-FTC.pdf

III. 2024年7月以降に執筆した独占禁止法に関する主な論文・書籍のご紹介

2024年7月以降にこれまで当事務所の弁護士が執筆した独占禁止法に関する主な論文・書籍をご紹介します。リンク先から閲覧可能なものも多くございますので、ご高覧いただけますと幸いです。

- ◆ [独禁法事例速報]特定の消耗品のみ使用可能とする仕様変更を独禁法違反とした事例
2024年10月(著:[石田健](#)) ジュリスト2024年11月号(No.1603)
- ◆ 競争避止義務を禁止する米国FTC新規則の日本法実務への示唆
2024年9月(著:[田中勇氣](#)) 経営法曹第221号
- ◆ Introduction to Japanese Business Law & Practice(第6版)
2024年9月(著:[増田健一](#)、[近藤純一](#)、[今津幸子](#)、[中野雄介](#)、[中川裕茂](#)、[山神理](#)、[中村慎二](#)、[原悦子](#)、[栗田口太郎](#)、[赤川圭](#)、[井上葵](#)、[行村洋一郎](#)、[佐々木慶](#)、[大槻健介](#)、[飛岡和明](#)、[臼杵善治](#)、[佐橋雄介](#)、[山内真之](#)、[渡部香菜子](#)、[池田彩穂里](#)、[田中良](#))

IV. 事務所 News(受賞歴)

当事務所は、国際的に定評ある評価媒体による最新のランキングにおいて、前年度に引き続き、競争法を含め多数の分野にて最高位(Band 1/Tier 1)にランクインしました。競争法分野の個人部門においても、当事務所の弁護士がランクインしております。

- ◆ Who's Who Legal: Japan 2024
[石田 英遠](#)、[江崎 滋恒](#)、[中野 雄介](#)、[山田 篤](#)、[ムシス バシリ](#)、[原 悦子](#)、[鈴木 剛志](#)、[臼杵 善治](#)、[矢上 浄子](#)
詳細は[こちら](#)から閲覧可能です。
- ◆ asialaw 2024
[中野 雄介](#)
詳細は[こちら](#)から閲覧可能です。
- ◆ The A-List: Japan's Top 100 Lawyers 2024
[中野 雄介](#)
詳細は、[こちら](#)から閲覧可能です。
- ◆ The Best Lawyers in Japan™・Best Lawyers: Ones to Watch in Japan™ (2025 Edition)
[石田 英遠](#)、[江崎 滋恒](#)、[中野 雄介](#)、[山田 篤](#)、[ムシス バシリ](#)、[原 悦子](#)、[鈴木 剛志](#)、[臼杵 善治](#)、[矢上 浄子](#)、[西向 美由](#)
詳細は、[こちら](#)から閲覧可能です。

以上

-
- 本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、具体的な法的アドバイスではありません。お問い合わせ等ございましたら、下記弁護士までご遠慮なくご連絡下さいますよう、お願いいたします。
 - 本ニュースレターの執筆者は、以下のとおりです。
 - 弁護士 中野 雄介 (yusuke.nakano@amt-law.com)
 - ワシントン D.C. 及びカリフォルニア州弁護士(外国法事務弁護士未登録)
 - 池田 武義 (tikeda@amt-law.com)
 - 弁護士 塩越 希 (nozomi.shiokoshi@amt-law.com)
 - 弁護士 高橋 将希 (masaki.takahashi@amt-law.com)
 - 弁護士 越智 亮太 (ryota.ochi@amt-law.com)
 - 弁護士 松本 千佳 (chika.matsumoto@amt-law.com)
 - ニュースレターの配信停止をご希望の場合には、お手数ですが、[お問い合わせ](#)にてお手続き下さいますようお願いいたします。
 - ニュースレターのバックナンバーは、[こちら](#)にてご覧いただけます。

アンダーソン・毛利・友常 法律事務所

www.amt-law.com